

農業用生産資材 価格高騰対策事業

農業用生産資材価格の高騰により影響を受ける
農業者等の皆さまへ補助金を交付します

補助金額

最大 **10** 万円

※1交付対象者につき1回限り

対象経費(諸材料費)の

20 %

1,000円未満切り捨て

補助対象者 — 次のすべてに該当する方

- ✓ 長野県内に住所（法人は主たる事業所）がある方
 - ✓ 直近の決算書で、**農業所得が総所得の過半**を占める方
 - ✓ 長野県内で営農しており、今後も継続する意思がある方
 - ✓ 決算書の「**諸材料費**」が**5万円以上**の方
- ※農具費に計上している場合、対象資材の購入費を対象にします
- ✓ 長野県税に滞納がない方 / 反社会的勢力等ではない方

対象資材の例

被覆用ビニール、マルチ用資材、結束用・誘引用資材、
支柱類、縄、釘、針金等

申請方法・期間



郵送申請

必要書類を事務局へ郵送してください。



電子申請 **スマホ対応**

専用サイトから 24 時間申請可能! 添付書類は
スマートフォンからの写真撮影で OK。

おすすめ

申請期間(予定)

令和8年9月28日(月)

～令和8年12月31日(木)まで

※最新情報は専用ウェブサイトをご確認ください。



交付までの流れ

※郵送・電子共通

①

制度確認

要件・書類を
チェック

②

書類準備

申請書・決算書
写し等

③

申請

郵送または
電子申請

④

受付・審査

事務局で内容
確認・算定

⑤

交付決定

決定通知書を
郵送

⑥

補助金振込

ご指定の口座へ
お振込み

必要書類(提出前にお手元にご用意ください)

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 誓約書(様式第2号)
- 直近の確定申告書・決算書の写し
(個人:青色申告決算書/白色申告の収支内訳書、法人:決算報告書等)
- 振込先口座を確認できる書類
(申請者本人名義の通帳の写し等)

- 農具費に計上している該当者のみ
農具費計上分:様式第1号別紙
- 組織・法人
集落営農組織:規約・定款/法人:定款、登記簿謄本等 主たる事業所がわかる書類

お問い合わせ・申請書郵送先

長野県農業用生産資材価格高騰対策事業 事務局

(委託先:東武トップツアーズ株式会社長野支店)

長野市南千歳1丁目10-6東邦ビル5階

TEL:050-8897-0545

mail:n.shinsei@tobutoptours.co.jp

受付時間 平日 9:00~17:00(土日祝・年末年始を除く)

専用ウェブサイト▶



※本事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

※補助金受給後、申請に係る関係書類は補助金の交付年度の翌年度から起算して5年間保管する義務があります(要綱第13)。

※申請内容に虚偽や要件不備が判明した場合、交付決定の取消しや返還を命じることがあります(要綱第10・11)。